

子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置(警察庁通達)

【平成 23 年 4 月 1 日実施 (H23. 1.13 通達) 平成 17 年 6 月 1 日実施 (旧通達)】	
目的	○子ども対象・暴力的性犯罪が、子どもの心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子ども対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子ども対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び子ども対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子ども対象・暴力的性犯罪その他性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図る。
性犯罪の範囲	○子ども対象・暴力的性犯罪とは、次にいずれかに該当する罪であつて、被害者が 13 歳未満の者であるものをいう。 1 強制わいせつ (刑法第 176 条)、同未遂 (刑法第 179 条) 及び同致死傷 (刑法第 181 条) 2 強姦 (刑法第 177 条)、同未遂 (刑法第 179 条) 及び同致死傷 (刑法第 181 条) 3 集団強姦 (刑法第 178 条の 2)、同未遂 (刑法第 179 条)、及び同致死傷 (刑法第 181 条)、 4 強盗強姦、同致死 (刑法第 241 条) 及び同未遂 (刑法第 243 条) 並びに常習強盗強姦 (盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第 4 条) 5 営利目的等略取及び誘拐 (刑法第 225 条) のうちわいせつ目的のもの及び同未遂 (刑法第 228 条)
再犯防止措置対象者	○子ども対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、第 5 (再犯防止に向けた措置の実施) に定める再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録する者。
対象者の登録	○法務省から、子ども対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について、出所情報の提供を受けたときは、当該刑務所に収容されている者を再犯防止措置対象者として登録するとともに、出所後の帰住予定先を管轄する警察本部長に、その旨を通知する。
再犯防止に向けた措置の実施	○所在の確認及び面談 ・出所後の所在確認⇒帰住予定先に居住しているかどうかを確認する。 ・継続的な所在確認⇒継続して当該住居に居住しているかどうか定期的に確認する。 ・面談の実施⇒所在確認の際、必要に応じて、対象者の同意を得た上で、同人と面談を行う。 ○再犯防止措置対象者に係る情報の活用 ・子どもに対するつきまとい、声かけその他犯罪の前兆ともみられる事案についての情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子どもに対する犯罪の発生の未然防止に努めること。 ・子ども対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、再犯防止措置担当部門と捜査担当部門との情報の共有等の緊密な連携に配慮し、迅速な対応を図るものとする。 ○再犯防止措置対象者が仮釈放者である場合の措置 再犯防止措置対象者が仮釈放者にあつては、更生保護法 (平成 19 年法律第 88 号) の定めるところにより、保護観察に付されることから、本部再犯防止措置担当課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察を司る保護観察所との緊密な連携に努めるものとする。
登録期間 (登録の解除)	○出所後、性的犯罪により再検挙されずに一定期間経過したときは、登録を解除する。ただし、警察本部長が再犯のおそれがあると判断し、あらかじめ登録の継続を求めた場合において警察庁が相当と認めるときは、この限りではない。
留意事項	○再犯防止措置対象者の更生への配慮 再犯防止に向けた措置に当たる者は、再犯防止に向けた措置が、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。 特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。 ○関連情報の秘密の厳守 関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。